

公 示 日：2025 年 10 月 1 日（水）

調達管理番号：25a00272

国 名：サモア

担 当 部 署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名：サモア国水道事業経営改善（水道技術／水道事業経営）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務：水道事業経営改善（水道技術／水道事業経営）
- （2） 格 付：3 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 全体期間：2025 年 11 月上旬から 2028 年 2 月下旬
- （5） 業務人月：17.75（内、本邦研修同行含む準備・整理期間 1.75 人月）
- （6） 業務日数：

- ・ 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 30 日、整理業務 2 日

本業務においては最大で計 11 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

サモアは、首都アピア（人口約 4 万人）のあるウポル島とサバイイ島の主に 2 つの島から構成されている島嶼国である。水道事業は約 300 人¹の職員を擁するサモア水道公社（SWA: Samoa Water Authority。以下、「SWA」）が運営しており、全人口の約 88%（約 17 万人、2021 年）²が利用している。SDGs 6.1.1 の指標「安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合」は、2024 年時点で全人口の 63%である³。

¹ SWAより提供（2020年12月時点）

² SWA “Corporate Plan 2021-2024”

³ Joint Monitoring Programme, “Progress on Household Drinking Water, Sanitation and Hygiene 2000-2024”

アピアでは、漏水等による高い無収水の削減が課題であり、アピアの最大の給水区であるアラオア給水区（給水人口約 1.8 万人）では、2014 年時点で給水量の 68%が無収水であった⁴。また、浄水場がなく原水を未処理で給水している給水区が存在し、浄水場がある給水区においても降雨後の濁度が上昇する期間を中心に浄水場の運転が適切に行われておらず、大腸菌が検出されるなどサモアの国家飲料水基準を満たしていなかった。このような低いサービス水準のため、顧客が水道サービスに満足しておらず、定額料金制が適用されている顧客の存在、低い料金徴収率、無収水などの問題があいまって、SWA の財務状況は赤字であり、その結果サービス水準が悪化するという悪循環を招いていた。

これらの課題に対応すべく、JICA は沖縄県内の自治体と連携し、草の根技術協力、課題別研修、技術協力プロジェクト、無償資金協力の複数のスキームを組み合わせた協力を実施してきた。沖縄県宮古島市による草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」（2010 年～2013 年）では、漏水修理及び探知、緩速ろ過（生物浄化法）浄水場の運転等の能力強化を行った。その後、技術協力「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」（2014 年～2019 年。以下、「CEPSO 1」）、「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト（フェーズ 2）」（2021 年～2025 年。以下、「CEPSO 2」）が行われた。CEPSO1 および CEPSO2 では、沖縄県企業局を中心に那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、宮古島市、南部水道企業団の協力を得て、管路施工・漏水修理能力、配水管理能力、漏水探知能力、水質管理体制、浄水場運転管理能力の 5 分野において能力強化を行った。特に、CEPSO1 ではアラオア給水区、CEPSO2 ではフルアソウ EU 給水区・サバイイ島パラウリ給水区を対象に、無収水削減計画を立案し、配水管理区域（DMA: District Metered Area）に分割して流量を測定し、無収水のモニタリングと効果的な無収水対策が実施できる体制を構築した。また、各分野の標準作業手順書を作成し、内部研修の実施体制を構築した。さらに、無償資金協力「都市水道改善計画」（2014 年 E/N）では、原水のまま給水されていたアピアの 3 つの給水区⁵を対象に、浄水場や送配水施設を建設した。

直近では、「クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査」（2024 年）において、SWA の経営・財務状況を分析した。その結果、2018/2019 年からの 4 年間に、政府補助金は SWA 収入全体の 17%を占めており、施設の運転維持管理費を水道料金の収入だけでは回収できていないことが明らかになった。さらに、支出の 40%を人件費が占めていることが確認された。

CEPSO1 および CEPSO2 によって、無収水率の改善・水道サービスの向上といった技術面での成果をもたらした一方で、財務面では、水道料金の低さや未収金率の蓄積など

⁴ 「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」専門家業務完了報告書。2010年から草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」（2010年～2013年）を実施していたが、アラオア給水区における無収水率は未確認。

⁵ 首都アピア内のタパタパオ地区、バイリマ地区、バイバセ・ウタ地区

から、SWA は現在、継続的な黒字達成が困難な状況にあることから、水道事業経営改善の専門家派遣が要請された。

3. 期待される成果

本専門家は、SWA をカウンターパート（C/P）として、今後、C/P が長期的に健全な水道事業を実現していくための課題を分析し、水道事業の技術面・財務面・経営面から指導・助言を行う。業務で期待される成果は以下のとおり。

- 成果 1 : SWA の財務・経営に係る既存資料を分析し、成長を促進するための優先的な取組が特定される。
- 成果 2 : SWA の水道料金収入の増加に向けて、過去プロジェクトの成果が定着し、料金設定の適正化に向けた情報が整理される。
- 成果 3 : SWA の水道事業に係る経費削減のため、再生可能エネルギーの有効活用や DX 化の提言が整理される。

4. 業務の内容

（１）実施方針及び留意事項

本専門家は、以下の点に留意して、業務を実施する。

①クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく協力の実施

JICA は、多様なパートナーと協働・共創し、開発インパクトを最大化するための課題別事業戦略として 20 のグローバル・アジェンダを設定し、その目標達成に向けて重点的に経営資源を配分する領域や事業を、クラスターと呼ぶマネジメントの単位として設定している。水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を目指すグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」におけるクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」では、水道サービスの改善、運営の効率化、料金収入の確保、投資の確保という好循環により水道事業体を成長軌道に乗せるための運営・経営の改善を目指している。

本業務では、SWA とともに、無収水削減活動等による水道料金収入の増大や再生可能エネルギーやデジタル技術（DX）の導入等による経費削減を促進し、SWA の財務・経営課題の改善を目的とするものであることから、同事業戦略の方針に合致する。

JICA は、このクラスター事業戦略に基づき、各国における開発のシナリオ（ローカルシナリオ）を明確にし、多様なパートナーとの協働を追及してインパクトの最大化を目指すこととしている。グローバル・アジェンダ「持続可能

な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」については、下記の URL を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

クラスター事業戦略では水道事業体の発展段階を 4 段階に分類している。SWA は基礎的な運営維持管理能力を有し、無収水率が過去技術協力を通じて改善傾向にあることから、4 段階のうち、3 段階目の初期にあると考えられる。従って、今後の協力においては、引き続き無収水率を下げる取組を行うとともに、収益性向上・経費削減といった財務状況の改善を目指す必要がある。本業務の実施にあたっては、上述のクラスター事業戦略の考え方を踏まえ、SWA の発展段階を押し上げるためのローカルシナリオを検討した上で取り組む。また、JICA では水道事業体の発展段階を分析するための指標（業績指標や財務指標）を定めている。業務開始後に JICA が提供するモニタリングシートに基づき、指標値の収集を行う。

②業務実施体制

本業務の C/P である SWA はエリアごとに、市街課（Urban）、地方課（Rural）、サバイイ課（Savaii）の大きく 3 部門がある。また、分野別にも商業課（Commercial）、アセットマネジメント課（Asset Management）、ICT 課（Information and Communication Technology）などに分かれている。本業務では、水道経営・財務の改善を主として、再生可能エネルギーや DX の活用を通じた収益増大・経費削減などを試みる内容も含まれている。本業務の内容は多岐にわたり、SWA の多くの部署が関わることから、マネージャーレベルのみならず現場レベルも含め、部門横断的に協力を進めていく必要がある。

本専門家は、現地での限られた時間を有効に活用するため、また、先方との協議を円滑に進めるために、サモアで事務員（補助員）を傭上することも可能とする（実際に傭上することになった場合には、雇用の方法や経費、賃金の支払い方法について JICA と相談頂き、その上で対応を検討しますので、見積書への計上は不要です）。なお、本専門家の担当範囲は、成果 1、成果 2 および成果 3 の「SWA の経費削減に係る活動をレビューし、費用対効果を分析（活動 3-1）」、「再生可能エネルギーやデジタル技術（DX）の導入などに新たな経費削減策を提案（成果 3-2 の一部）」および「新たな経費削減策の導入による将来の SWA の財務状況の改善についての協議・助言（成果 3-3）」とする。パイ

ロット事業として SWA が再生可能エネルギーや DX を導入する際の技術的な検討や助言（活動 3-2 の一部）は、別途、JICA が派遣する機械・電気分野の専門性を有する個別専門家が担当する。

③ 過去の協力のフォローアップ

本業務において、過去の協力の現状・取組状況を確認の上、フォローアップを行う。無償資金協力「都市水道改善計画」については、運転・維持管理状況や効果発現の状況について確認し、施設が有効に活用されるように助言を行う。技術協力 CEPS02 については、無収水削減対策と内部研修プログラムについて、SWA での実施状況モニタリング、フォローアップを行うことで、過去の技術協力の持続性をサポートするとともに、本業務との相乗効果を図る。SWA の無収水率は依然として高い水準であるため、本業務では、SWA の無収水率の改善に係る活動（活動 2-1）により重みを置き、CEPS02 で整備した DMA を活用し、無収水を削減していくことを目指す。

また過去の協力は、沖縄県内の自治体と連携して実施してきており、後述のとおり沖縄での国別研修が本業務とは別に予定されていることから、年に 1 回程度、沖縄県内の関係自治体に対して、本業務の進捗や課題等について、説明する機会を設けることを検討している。この際、サモア国の水分野における過去の協力（特に沖縄連携に関連する部分）の整理と、本業務の進捗・課題について発表するための資料を作成し、現地（沖縄県）で発表することを想定する（後述の国別研修への同行時に行う）。

④ 水道料金

SWA は 2021 年 11 月に、新型コロナウイルス感染症への対応として一般用（個人顧客）と業務用（商業顧客）の水道料金を 20%引き下げた。その結果、料金収入が減少し、SWA の財務状況を圧迫した。その後、業務用の水道料金については引き下げ前に戻ったものの、2025 年 6 月現在まで一般用水道料金は未だ引き下げられた状態のままである。加えて、燃料費や資材費の高騰により、事業コストは年々増加傾向にある。そこで、SWA の財務改善のために水道料金の改定が重要である。本業務では、適切な水道料金の定め方について、その考え方・検討プロセスを SWA に共有する。その際、金額以外に水道料金を定める際に使用される検討要素（基本料金と従量料金の二部制にするのか否か、逦増

制か逡減制か、用途別か口径別か、貧困層への配慮等）についても SWA に考え方を伝えながら議論・整理し、サモア国に合った料金体系を検討する。

⑤ 個別案件（研修）との連携

本協力と同時期（2025 年度～2027 年度）に SWA のカウンターパートを研修員とした国別研修を別途、実施予定である。沖縄県内の水道事業体との連携継続のため、国別研修は CEPS01 および CEPS02 の国別研修と同様に沖縄県内で行うこととし、3 年間にわたり、年 1 回の開催を想定している（第 1 回目の国別研修は、2026 年 1 月下旬からの予定）。本専門家は SWA 職員の人材育成の観点から本国別研修との連携を図ることが期待されている。具体的には、研修前の研修員の選定や、研修への同行、研修後のアクションプランの実行を促すフォローアップなどの支援を想定する。研修期間は約 1 か月間を想定しており、そのうち本専門家の同行は 1 週間程度を想定している（日本国内での移動は本専門家にご手配いただきます。同交通費や旅費（日当・宿泊費）は JICA から別途支給しますので見積書への記載は不要です）。活動進捗等については、沖縄県内の関係者に発表することも想定している。

⑥ パイロット事業の実施

本業務では、SWA の財務・経営状況改善のために、収益増大と経費削減の策をそれぞれ検討する。その中で、実際に事業化できるアイデアについては SWA がパイロット事業を行うことを想定しており、具体的には、再生可能エネルギーや DX の活用などを想定している。原案としては、SWA が既に実施している太陽光発電のパイロット事業に対する助言（例えば、太陽光パネルの適切な傾き度合いや設置の仕方・維持管理方法など、発電効率を上げるためのアドバイス）と改修（後述する別途傭上予定の個別専門家が実施）等である。具体的なパイロット事業の内容は、各種分析や事業の検討・SWA との協議を重ねていく中で、事業実施の前半で検討・確定する。なお、パイロット事業の実施支援は、前述のとおり、機械・電気分野の専門性を有する個別専門家による業務を想定している（2026 年度以降）。

⑦ 他の開発パートナーとの協調

本分野は、他の開発パートナー（アジア開発銀行、EU）が協力していること

から、本業務をより効率的かつ効果的に活動を実施するために、他の開発パートナーの活動の詳細を把握した上で、それらの活動から得られた教訓を本業務の活動に反映する。

(2) 活動内容

上記(1)に留意し、以下の活動を実施する。

(成果1に関し)

- 1-1: SWA の財務・経営状況および主要指標を確認・分析する。
- 1-2: SWA の経営計画、アセットマネジメント方針・戦略、SWA 投資計画・マスタープランおよび記録・データベース等を確認する。
- 1-3: SWA が構築しているアセットマネジメントシステムの適切な運用に向けて、助言する。
- 1-4: SWA の財務・経営課題を確認し、解決の方向性について協議する。
- 1-5: 財務・経営改善に関連する取組を確認する。具体的には、SWA および他の開発パートナーが現在実施中、または検討中のプロジェクトについて情報交換を行い、必要な会議に参加する。
- 1-6: SWA の財務・経営状況の更なる改善に資する新たな方策について具体的な提案を行い、実施に向けた助言を行う。

(成果2に関し)

- 2-1: CEP SO1 および CEP SO2 における無収水削減活動等の活動とその成果をモニタリングし、フォローアップする。
- 2-2: CEP SO2 で構築された内部研修プログラムの実施状況をモニタリングし、フォローアップする。
- 2-3: 未納金の原因・問題点を分析し、解決策を検討する。
- 2-4: 現在の水道料金体系を分析する。
- 2-5: 適切な水道料金体系の設定に向けて情報提供し、助言する。
- 2-6: 別途実施される国別研修に同行するとともに、研修員の出発前支援や帰国後のフォローアップを行う。

(成果3に関し)

- 3-1: SWA の経費削減に係る活動をレビューし、費用対効果を分析し、提言を行う。
- 3-2: 再生可能エネルギーやデジタル技術(DX)の導入などに新たな経費削減策を提案し、SWA による導入を助言する。
- 3-3: 新たな経費削減策の導入による将来の SWA の財務状況の改善について、協議し、助言する。

(3) 各期間における具体的な活動

第1次の業務期間における具体的担当事項は次のとおり。

1) 準備業務 (2025 年 11 月中旬～12 月中旬)

- ① サモア国 SWA の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 地球環境部及びサモア支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン(英文)を作成し JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、サモア支所にもデータを送付する。
- ④ 別途実施される国別研修(毎年度1月下旬～2 月上旬、沖縄県での実施を想定)に同行する。

2) 第1次現地業務 (2026 年 2 月下旬～4 月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA サモア支所、C/P 機関にワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② SWA に関する情報収集、ヒアリングを行い、SWA の政策及びその実施状況を把握する。あわせて、パイロット事業の実施の検討を今後していきたい旨について説明し、了承を得られれば協議を行う。
- ③ 過去技術協力案件のフォローアップを行う。
- ④ サモア国の水道料金の設定にかかる最新情報の収集を行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA サモア支所に第1次現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、第2次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

3) 第1次整理業務 (2026 年 5 月上旬～5 月下旬)

第1次現地業務の現地業務結果報告書(和文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。併せて、JICA サモア支所にも送付する。

4) 第2次現地業務以降に想定される担当事項は次のとおりとする。

「4. 業務内容」に基づいて業務を行う。

* 現地業務終了後に、当該現地業務結果報告書を JICA 地球環境部に提出し報告する。

5) 整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目
1	サモア水道公社（SWA）の財務・経営の課題と改善に向けた方策（案）
2	SWA の水道料金体系の改定における留意点と改定案の内容
3	CEPS01 および CEPS02 における無収水削減活動や本業務の活動を今後、SWA が持続的に実施していくための課題と本業務での取組方針

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	水道経営に係る各種業務
対象国及び類似地域	サモア及び大洋州諸国
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始から3か月以内	JICA 地球環境部	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		JICA サモア支所	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
業務進捗報告書 1	2026 年 2 月（部分払いにあわせる）	JICA 地球環境部	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書 2	2027 年 2 月（部分払いにあわせる）	JICA 地球環境部	—	日本語	電子データ

業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 地球環境部	各 1 部	英語 日本語	簡易製本 (電子データ) (CD-R 1 部)
		JICA サモア支所	—	英語 日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。また、同行いただく国別研修は、毎年度 1 月下旬～2 月上旬に実施予定です。

② 現地での業務体制

本案件は、以下の 2 名の専門家により業務を実施いただきます。

ア 水道事業経営改善（水道技術・経營業務）（本専門家）

イ 水道事業経営改善（機械・電気）※

※イは個別専門家として別途派遣予定（2026 年 8 月～2028 年 12 月）（仮）。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト(フェーズ 2)」専門家業務完了報告書(2025 年 1 月)
- ・「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト(フェーズ 2)」合同終了時評価報告書(2024 年 8 月)
- ・全世界（広域）クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく経営改善指導を通じた情報収集・確認調査（最終報告書 2025 年 2 月）

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2025年 10月 15日 12時まで
2	プロポーザル評価結果通知	2025年 10月 21日まで
3	評価結果の通知日	2025年 10月 24日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ☆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ☆ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA サモア支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

※金額はあくまで現時点での試算です。現地での実際の価格や必要な量を踏まえて決定します。

- ・ 車両関係費 7,875 千円
- ・ サモア国内移動費（サバイイ島） 550 千円

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：なし
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第１次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：SWA 内における執務スペース提供予定

12. 特記事項

（１）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の 17% を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 17% を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後 25 ヶ月以降）：契約金額の 6% を限度とする。

（２）部分払いの設定⁶

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- １）２０２５年度（２０２６年２月頃）
- ２）２０２６年度（２０２７年２月頃）

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA サモア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⁶ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上